

会 議 概 要

審議会等の名称		令和2年度第2回市川市下水道事業審議会	
開催日時		令和2年11月12日（木）10時00分～11時10分	
開催場所		市川市役所第一庁舎 第1委員会室（住所：市川市八幡1-1-1）	
出席者	委員	森田会長、杉浦副会長、つちや委員、宮本委員、伊達委員、二澤委員、幸前委員、澤田委員、井上委員、亀田委員、高田委員	
	所管課	下水道経営課	
	関係課	河川・下水道管理課、河川・下水道建設課	
議題及び会議の概要		公開・非公開の別	非公開の場合の理由
1. 下水道使用料の現状と今後のあり方について		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
傍聴者の人数		0人	
閲覧・交付資料		資料1：下水道使用料の現状と今後のあり方について（概略） 資料2：第1回下水道事業審議会の補足説明 資料3：第2回下水道事業審議会（令和2年11月12日）質疑一覧	
特記事項			
所管課		水と緑の部 下水道経営課（内線：5813）	

様式第3号別紙

令和2年度第2回市川市下水道事業審議会会議録（詳細）

1 開催日時：令和2年11月12日（木）午前10時～午前11時10分

2 場 所：市川市役所第一庁舎 第1委員会室

3 出席者：

委 員 森田会長、杉浦副会長、つちや委員、宮本委員、伊達委員、  
二澤委員、幸前委員、澤田委員、井上委員、亀田委員、  
高田委員

市川市 高久利明（水と緑の部長）、八田一生（水と緑の部次長）、  
松井利樹（下水道経営課長）、北市勝（河川・下水道管理課長）、  
岩佐伸幸（河川・下水道建設課長）、他

4 会議内容：

1. 下水道使用料の現状と今後のあり方について

《配布資料》

- ・資料1 下水道使用料の現状と今後のあり方について（概略）
- ・資料2 第1回下水道事業審議会の補足説明
- ・資料3 第2回下水道事業審議会（令和2年11月12日）質疑一覧

【 開会宣言 】

森田会長 令和2年度第2回市川市下水道事業審議会を開催いたします。

【 会議公開の承認 】

森田会長 まず、会議の公開について、市川市審議会等の会議の公開に関する指針に基づきまして、原則、公開となります。また、特別な場合として、個人に関する情報等の非公開部分があるかどうかで公開・非公開を決定するのですが、今回の審議会につきましては、個人情報に係ることはありませんので、公開としたいと思いますがよろしいでしょうか。

審議会委員 了承。

森田会長 ありがとうございます。

傍聴希望者はいらっしゃるのでしょうか。

事務局 傍聴希望の方はいらっしゃいません。

森田会長 ありがとうございました。

それでは、これから審議を始めたいと思います。今回は皆様のお手元の会議次第の1から3までについて事務局から説明いただきまして、その後、4の審議をするという流れで審議会を進めたいと思います。よろしくお願ひします。

【 次第1 】

それでは、次第1の下水道使用料の現状と今後のあり方について事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

松井課長 下水道経営課の松井でございます。第2回の審議に先立ち、前回ご説明いたしました今後の下水道使用料のあり方につきまして、再度概略を説明させていただきます。

(資料1-2) 2ページをご覧ください。まず下水道事業にかかる経

費の負担区分についてですが、下水道事業は、雨水を排除することによる「浸水の防除」と、汚水を排除することによる「公衆衛生の向上」に分かれております。このうち、雨水の排除にかかる経費については、その原因が自然現象によるものであり、雨水の排除により浸水から街を守り、機能の保全を発揮することで受益の範囲が広く一般市民に及ぶことから、公費負担とされており、一般会計からの繰入金により賄われます。

汚水の排除にかかる経費につきましては、汚水の原因となる下水道使用者を特定でき、その受益の範囲は使用者に直接つながることから、原則として使用者から徴収する下水道使用料で賄われます。

ただし、汚水の排除にかかる経費のうち、公共的役割を担うとされた経費につきましては、公費負担として一般会計からの繰入れが認められております。

このような経費の負担区分の考え方を、「雨水公費・汚水私費の原則」と言います。

(資料 1-3) 3 ページをお願いいたします。この図は、下水道事業に要する費用と、その財源の関係を示したものです。

まず、上の下水道事業費用は、使用料対象経費である汚水処理費と雨水処理費に分かれます。下の図はそれぞれの経費に充てられる財源ですが、雨水公費・汚水私費の原則にのっとり、汚水処理費に充てられる下水道使用料と、主に雨水処理費に充てられる一般会計繰入金とに分かれます。一般会計繰入金のうち汚水処理費に充てられている部分は、先程申し上げました公共的役割を担うとされた経費に充てられる基準内繰入金と、事業の赤字補填に充てられる基準外繰入金の二つがあります。

(資料 1-5) 続きまして、5 ページをお願いします。これは現在の本市下水道使用料の体系です。

本市の体系で特徴的なのは、総汚水排除量が 100 m<sup>3</sup>を超えると、900 円ではなく 1,800 円の基本料金が適用されることです。

これは、汚水排除量が大きくなると、それに合わせて下水道施設も規模の大きなものを整備しなければならないため、一定の規模を超える部分の整備費につきましては、全ての使用者に負わせるのではなく、大口の使用者に負担してもらおうとの考えによるものです。

(資料 1-6) 次に 6 ページをお願いいたします。ここでは、今後の下水道使用料のあり方を検討するにあたり、これからの下水道事業経営に影響を与える主な要因を、収入面と費用面に分けて検討いたしました。なお、推計期間は令和元年度に策定しました下水道事業経営戦略の計画期間である令和 11 年までとしました。まず収入面では、主な収入である下水道使用料についてですが、こちらにつきましては、下水道の未整備区域約 1,060ha を令和 11 年度までに整備する計画であり、これに伴い、下水道を使うことができる処理人口も増加することから、下水道使用料収入も増加する見込みとなっております。

しかしながら、総人口は、国立社会保障・人口問題研究所が平成 30 年度に作成した推計データによると、今後減少していくことが見込まれております。そのため、整備区域拡大による処理人口の増加率も、ある程度抑制されるものと見込んでおります。

(資料 1-7) 次に 7 ページをお願いいたします。費用面では、まず、増加要因として、今後の下水道整備の進捗に伴い、下水道

施設の減価償却費や、整備の財源として借入れる企業債の利息が増加することがあります。

推計では、令和 11 年度までに、令和元年度決算と比べて、減価償却費は 15 億 1,300 万円、企業債利息は 5 億 200 万円それぞれ増加するものと見込んでいます。

なお、下水道の整備にあたっては、財源として国からの補助金が約 50 パーセント見込まれていますので、その収益化分は長期前受金戻入として減価償却費から控除しています。

もう一つの増加要因として、県に支払っている「江戸川左岸等流域下水道維持管理費負担金」の単価引き上げがあります。この負担金は、県の汚水処理施設への汚水流入量に応じて負担するもので、その単価は 5 年に一度見直されます。直近では令和 2 年度に改定されており、江戸川左岸等流域は 1 m<sup>3</sup>あたり 60.4 円から 63.4 円に、印旛沼流域は 55 円から 59.2 円にそれぞれ引き上げられています。

そのため、単価引上げ分と処理水量増加分を合わせた負担金の増加額は、令和 11 年度には令和元年度決算に比べて 9 億 8,800 万円となり、負担金額は 25 億 8,400 万円になると見込んでおります。

一方で費用の減少要因としては、下水道使用料の徴収を県の水道料金と一元化することによる業務の効率化があります。これは現在、市が民間に委託して行っている下水道使用料の徴収業務を県に委託し、水道料金と共に徴収するものです。これにより、一時的にはシステム開発等の初期投資が増加するものの業務効率化が進展することにより、令和 7 年度以降は令和元年度決算に比べ、1 億 2 千万円程度の費用削減を見込んでおります。

(資料 1-8) 続きますして、資料の 8 ページをお願いいたします。これらの収入と費用の増加・減少要因を見込んだ令和 11 年度までの収支の推計はこのようになります。

なお、本市は、平成 30 年度に地方公営企業法の財務規定等を適用し、発生主義に基づく公営企業会計を導入しておりますので、このグラフの収支につきましては、現金の収支ではなく、長期前受金戻入や減価償却費など、実際に現金の収入・支出がないものも収益・費用に計上した収益的収支で示しております。これを見ますと、今後減価償却費等の費用の伸びが、収入の伸びを上回ることから、令和 2 年度以降赤字決算が続き、累積欠損金が増加していくことが見込まれております。

(資料 1-9) 次に 9 ページをお願いいたします。この図は、一般会計負担金・出資金の推移を示しております。こちらにつきましても、青で示した基準外繰入金である一般会計出資金が増加する傾向となっており、現行の使用料水準では一般会計に頼らずに、安定的・持続的に事業を運営することは困難になりつつあります。

(資料 1-10) 次に 10 ページをお願いいたします。以上ご説明いたしました状況におきまして、今後の下水道事業を健全に運営していくためには下水道使用料の見直しが必要と考えております。下水道使用料の見直しの考え方につきましては、下水道事業会計が平成 30 年度より、現金主義の官公庁会計から発生主義の公営企業会計に変更となったため、これまでの考え方を変更しました。

これまでの官公庁会計での見直しの目標は歳入・歳出の資金収支均衡、資本費参入率 50 パーセント以上、下水道使用料単価が税込みで 1 m<sup>3</sup>あたり 150 円以上の 3 つでした。

これらのうち資本費参入率 50 パーセント以上とは、企業債の償還元利金のうち、最低 50 パーセントは下水道使用料で賄い、残りは一般会計からの基準外繰入金で賄うという考えでした。本来は受益者負担の原則に基づき、このような費用も、全額下水道使用料で賄うべきところですが、下水道事業開始当初は普及率が低く、全額を使用者負担としますと使用料が著しく高額になるという理由から、過渡的に企業債償還元利金の一部を、一般会計からの基準外繰入金で賄うこととしておりました。また、下水道使用料単価 150 円という水準は、平成 18 年 3 月に国から出された「今後の下水道財政の在り方に関する研究会」報告書で示されたもので、国の財政措置においても、この水準が前提となっております。

これに対し、今回の公営企業会計による見直しの目標は、各会計年度の損益収支均衡、将来の更新需要等に備えた内部留保の充実、基準外繰入金の解消の 3 つとしました。これらのうち、まず、各会計年度の損益収支均衡は、健全な経営を行い、毎年度発生主義の収益的収支で利益を計上しようとするものです。次に、将来の更新需要等に備えた内部留保の充実は、今回の使用料算定期間である令和 6 年度末までに繰越欠損金を解消し、以降は毎年度の利益計上により繰越利益剰余金を積み立て内部留保の充実を図るものです。最後に、基準外繰入金の解消は、地方公営企業法適用に伴い、独立採算制による経営が強く求められること、および普及率が令和元年度末で 75.3 パーセントと向上していることから、資本費算入率の考え方を廃止し、基準外繰入金に頼らない財政運営を目指すものです。

(資料 1-11) 続きまして、11 ページをお願いいたします。これらの



考え方に基づいて、私どもで考えた下水道使用料の改定案は、このようになります。

まず、使用料算定期間は、これまでと同様の3年間とし、今回は令和4年度から6年度までの3年間とします。なお、使用料算定期間については、本市使用料条例第6条において、「おおむね3年ごとに見直す」としているほか、公益社団法人日本下水道協会発行の「下水道使用料算定の基本的考え方 2016年度版」におきましても、3年から5年程度が適当であるとされております。

次に改定率は、先ほどの考え方で挙げた目標の全てを満たす使用料単価を算定したところ、5.6パーセントの引き上げが必要となりました。その結果、1 m<sup>3</sup>当たりの使用料単価は、現行の142円から154円になります。なお、この使用料単価は、現金主義の官公庁会計では税込みでしたが、発生主義の公営企業会計では税抜きとなります。従いまして、先ほど説明しました国が示している適正な使用料単価水準の150円につきましても、税抜きで判断することになります。

次に改定の方法ですが、今回は基本料金や従量料金の水量区分ごとに改定率の差をつけず、全ての使用者に公平に負担増を担っていただくこととし、一律改定とします。

次に別料金体系となっております公衆浴場汚水料金につきましても、据え置きとします。これは、公衆浴場が公衆衛生上、市民に不可欠な施設であること、また、物価統制令の適用を受けるため、使用料増加分を入浴料に転嫁できないことなどによるものです。

最後に施行日は、議会での議決後の周知期間、システム改修に要する期間等を勘案し、令和4年4月1日としてお

りますが、実際の施行時期につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大、およびその影響による経済活動の停滞などの動向を注視し、市民生活に多大な負担とならない時期を慎重に検討し、判断してまいりたいと考えています。

(資料 1-13) 続きまして、13 ページをお願いいたします。このグラフは、使用料改定後の一般会計負担金・出資金を推計したものです。

改定後の令和 4 年度以降は、青で示した基準外繰入金である出資金がなくなり、基準内繰入金のみとなります。

(資料 1-14) 続きまして、14 ページをお願いいたします。これは市川市における現行と改正後の料金と、近隣他市の料金を比べたものです。本市の特徴としては、他市と比較して水量区分 60 m<sup>3</sup>までは高めの設定となっておりますが、それ以上の水量区分では低めの設定となっております。

また、基準外繰入金につきましては、参考までに平成 30 年度の決算値を示しておりますが、現行の使用料でも相対的に他市より少ないことから、一般会計への依存度は他市と比べ、低いと考えられます。

(資料 1-15) 続きまして、15 ページをお願いいたします。この表は、一般家庭での世帯人数別平均使用水量から、改定後の影響額を算定したもので、例えば世帯人数 4 人の世帯では、2 か月で現在の 6,290 円から 6,640 円となり、350 円の負担増となります。

なお、世帯別平均使用水量のデータは、東京都水道局が作成したものを使用しております。

(資料 1-16) 最後に 16 ページをお願いいたします。下水道使用料改定までのスケジュールです。前回の審議会でお示ししましたものから変更しております。変更箇所は、第 2 回審議会

が10月から本日11月12日、第3回審議会が11月から12月、森田会長より村越市長へ答申していただく時期が、11月から令和3年1月となっております。なお、表中令和3年12月となっておりますのは、令和2年12月となりますので、訂正をお願いいたします。

概略に関する説明は以上になります。

## 【 次第2 】

(資料 2-1) 続きまして、前回の審議会でご質問いただきました内容について、補足説明をさせていただきます。お手元の資料の2-1をお願いいたします。まず、こちらは計画期間内の事業費の推移ですが、前回、減価償却費の推移をご説明したところ、「実際の事業費の推移がわかりにくい」というご指摘がありましたので、追加で示させていただきました。

事業費は、汚水の下水道を整備する「1.未普及対策」、管渠等施設を耐震化する「2.地震対策」、雨水の下水道を整備する「3.浸水対策」、老朽化施設を更新する「4.老朽化対策」の4つに区分し、各事業費と事業費合計の推移を示しましたので、ご確認をお願いします。

(資料 2-2) 次に、「事業費が増えるということがどのように減価償却費に反映されていくのか」ということについて、ご説明します。

例えば令和2年度は、事業費が補助金の額を除いて、43億3千万円となっているのですが、この全額が令和2年度の費用となるわけではありません。

資料2-2をご覧ください。各年度の事業費は翌年度以降、施設が使われる各年度にわたり、均等に費用として配分しています。例えば、100の資産を取得し、10年間使ってい

くとしみますと、取得した年の翌年度から毎年度 10 ずつ、費用として計上していきます。ですから、毎年の整備が増えたと、その年には影響はないのですが、翌年度以降、整備された施設の使用期間にわたり、費用の負担があるということになります。

資料 2-1 に戻りますと、例えば令和 7 年度の「1. 未普及対策」を見ますと、148 億円の事業費がかかっています。そのうち、補助金等で賄われる 33 億 3 千万円を除いた 114 億 7 千万円が、翌年度以降に減価償却費として計上する額となります。未普及対策は下水道の管渠整備が主であり、50 年間使うという前提で減価償却費計算をしますので、この 114 億 7 千万円を 50 年で割った、2 億 2 千 940 万円を減価償却費として毎年度計上していくことになります。

未普及対策については、今後、集中的に整備を行う必要があることから、増加する減価償却費の財源となる下水道使用料について、見直す必要があります。

(資料 2-3) 続きますと、資料 2-3 をお願いいたします。人口推計における国立社会保障・人口問題研究所につきまして、ご質問いただいたので、再度ご説明させていただきます。

社会保障・人口問題研究所、略して「社人研」と言いますが、このデータは客観的に信頼性があり、総人口の推計で一般的に用いられています。社人研は、人口や世帯に関する将来推計のデータを公表している厚生労働省に所属する国立の研究機関でありまして、今回本市ではこの社人研が平成 27 年の国勢調査をもとに平成 27 年 10 月 1 日から 30 年間の 5 年ごとの男女年齢、これは 5 歳階級別なのですが、その将来人口を推計した「日本の地域別将来推計人口」を使用して総人口を算出しております。また、社人

研データは都道府県別、市区町村別で公表されており、本市の総人口の算定にあたっては、次のページにございます将来の地域別人口、千葉県市川市のデータを使用しております。

(資料 2-4) 続きます。公衆浴場につきまして、現状についてご質問がありましたので、説明させていただきます。資料 2-4 をご覧ください。最初に「1. 公衆浴場の推移」ですが、この表で書かれている以前はもっと件数があったと考えられますが、平成元年度に 44 軒あったものが現在では 8 軒と廃業により軒数は年々減少しています。

このような公衆浴場の経営を支援する法律を「2. 根拠法令」として 2 番に示しました。「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」で、「国や地方公共団体は公衆浴場の経営の安定を図る等必要な措置を講じ、住民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めること」を「国と地方公共団体の任務」としております。

次に、具体的に本市の保健部が保健衛生の向上策として行っている「3. 市の施策」について説明いたします。

1 点目が「(1)の公衆浴場組合補助金」です。これは、公衆浴場の経営者で構成する公衆浴場組合の市川支部が行う事業に対して補助金を交付する施策で補助対象としては、衛生対策・無料入浴事業等があり令和元年度の予算額は 530 万円となっております。

2 点目が「(2)公衆浴場設備改善事業補助金」です。公衆浴場の事業者が設備の新設や改修等に要する費用を補助金として交付するもので、令和元年度の予算額は 591 万円となっております。

なお「4. その他」ですが、市内のスーパー銭湯として「ク

リーンスパ市川」と「法典の湯」の2軒が営業しておりますが、いずれも下水道の未整備地区にありますので、下水道使用料は発生しておりません。

(資料 2-5) 続きますので、ご質問いただいた「令和2年度に収入が突出していることはどういうことか」についてですが、前回徴収一元化の関係で、令和2年度だけ13ヶ月分で計算しているということについて説明しましたが、もう一度ご説明させていただきます。ご承知のとおり、令和2年度は1月より本市の下水道使用料と県の上水道料金の徴収一元化が始まります。調定期が本市と県で異なりますので、県の徴収時期に合わせるため13ヶ月分となったものです。

資料 2-5 の表で説明させていただきます。まず「1. 市の調定期」、点線で囲まれた①の部分ですが、本市の下水道使用料は、県の検針のデータを借用して決定していますので、例えば令和2年4・5月の2ヶ月間は、検針月の翌月の6月に調定を行い、6月20日頃に請求書を発送し、月末を納期限としております。これを1年間続けることで市の調定は、12調定となるというのが上の図になります。

次に上水道料金の「2. 県の調定期」につきましても、これも同じく点線で囲まれた②ですが、同じように4月と5月の調定は、本市より1ヶ月早く検針月の5月中に調定し翌月1日に請求書を発送、16日が納期限になり、こちらでも12調定となります。

そして一番下の「3. 徴収一元化に移行時の調定期」を見ていただきますと、徴収一元化への切替え時期、③の部分ですが、1月の調定が上下に2回ありますが、市の調定期の考え方の調定が若干の色の濃い四角、そして県の調定期の考え方の調定が色の薄い四角になります。

このことから市の下水道使用料を県の上水道料金の調定の考え方に合わせて1ヶ月前倒しすることになりますので、1月は2回調定が発生することになります。

従いまして、徴収一元化への移行に伴い令和2年度は、13調定になるということになります。なおこの調定は、公営企業会計の発生主義による考え方で、調定月に収益が発生したと見なすため13調定になりますが、現金主義で考える実際の下水道使用料の収入は、この表の3月調定の部分につきましては、納期限が翌年4月になることから、これまでどおり12ヶ月分になるため、資金の収入が1ヶ月分増えるということではありません。また一般市民への影響としましては、これまでの偶数月・奇数月の請求は変わりませんが、納期限が月末から16日に変更となりますので若干納付が早くなります。

(資料 2-6) 最後に、前回コロナ禍の中でこう言った審議をしてどうなのかというご意見がありましたので、コロナ禍の影響について、経済の影響と他市の動向を、簡単にご説明させていただきます。資料 2-6 をお願いいたします。

まず、経済への影響なのですが、国内の実質 GDP の成長率は、ニュースでも報じられましたが、今年の4-6月期は前期比マイナス7.8パーセント、年率にしてマイナス27.8パーセントと、これまで最悪とされていた、リーマンショック時の2009年1-3月期を上回るマイナスの成長となっております。また、勤労者の給与総額ですが、こちらも厚生労働省の「毎月勤労統計調査」によりますと、4月以降、9月は速報値ではございますが、6ヶ月連続で前年同月比を下回っている状況です。

このような状況において、他の自治体が4月から下水道

や水道料金の改定について、どのように対応してきたかということをもとめたものが下の表になります。まず「(1)4月以降予定通り改定した自治体」ですが、東京都武蔵野市から鳥取県出雲市までがございます。このうち真ん中にあります埼玉県熊谷市につきましては、これは水道料金ですが、令和2年4月1日に改定をしておりますが、実際の実施時期は当初の予定だった6月の検針分から12月の検針分へと6ヶ月延期しております。

続きまして下の「(2)4月以降改定を延期した自治体」ですが、これは埼玉県秩父市から福岡県岡垣町までですが、軒並み今年の4月以降に延期しております。延期時期につきましては、来年度まで延期が多くなっております。秩父市につきましては、11月1日まで延期していたのですが、今月からは実施しているようです。

この「(1)4月以降予定通り改定した自治体」「(2)4月以降改定を延期した自治体」ですが、改定が議決された時期はコロナ禍前になっています。

コロナ禍以降に、下水道使用料や水道料金の改定を議決した自治体は不明です。

### 【 次第3 】

(資料3) 最後に、事前に募りました質問事項について回答いたします。

まず、質問項目「1. DXの推進」です。

下水道事業においてDXの推進に取り込むことで「固定費、維持管理費の効率化を何か考えていますか。」というご質問ですが、下水道の管渠等敷設情報を確認するため、下水道台帳の電子化に取り組んでおります。今後はインターネットでの公表も予定しており、これにより、下水道台



帳を利用する方の利便性の向上や、事務の効率化が進むと  
考えております。

次に「2. DX の推進 ベテラン職員の技術継承についてど  
う取り組んでいるか。」というご質問なのですが、こちら  
につきましては、現状 DX を利用した取り組みはございま  
せんが、毎年度一定数の若手職員を配置しまして、ベテラ  
ン職員と若手職員が共同で担当業務を持つなど、通常業務  
の中でベテラン職員の持つ知見の継承に取り組んでおり  
ます。

次に「3. 今回の使用料改定について、財政部その他部署  
と協議したのか。」というご質問ですが、使用料を改定し、  
公営企業の独立採算経営を早期に確立するということは、  
以前より財政部局より求められており、今回の使用料改定  
は、その方向で検討しているものです。

次に「4. 審議時期の妥当性 コロナ禍、中核市移行準備  
の今、使用料改定額まで明確に打ち出す必要性があるの  
か。」というご質問ですが、見直す時期につきましては、  
本市の使用料条例第 6 条におきまして、3 年ごとに見直す  
ルールになっており、令和 2 年度が下水道使用料を見直す  
時期にあたりますので、今回ご審議をお願いしております。  
従いまして、現在の使用料水準の妥当性や改定時期につ  
きましては、この審議会でご審議いただきたいと考えていま  
す。

次に「5. 経営戦略との整合性 case3 が case2 より優位  
性がある理由。」ですが、case2 は令和 4 年度の単価改定、  
今回示した case3 は令和 4 年度と令和 7 年度の単価改定と  
なっており、推定期間を短くすることで、推計値の精度が  
高まるということ、また、令和 7 年度の見直しを前提とし

ますと、改定幅を低く抑えられるという 2 点で case3 に優位性があると判断しました。

次に「6. 経営戦略との整合性 経営戦略の数値より使用料単価が改定されている理由 155 円/m<sup>3</sup>⇒154 円/m<sup>3</sup>, 177 円/m<sup>3</sup>⇒171 円/m<sup>3</sup>。」という質問ですが、経営戦略の策定は令和 2 年 3 月ですが、今回下水道使用料見直しに取り組むにあたり、令和元年度決算の確定数値を用いて再集計した結果、経営戦略策定時の額から若干修正されることとなりました。

次に「7. 資本的支出の減額及び平準化 令和 11 年度概成を目指し令和 7 年度の支出が 200 億円と突出している。令和 7 年度の未普及対策、地震対策、老朽化対策の工事費を削減し平準化できないか。」というご質問ですが、未普及対策につきましては、国から平成 26 年 1 月に概ね 10 年で汚水処理施設の整備を概成させるよう目標が掲げられていることから、令和 11 年度までに下水道を概成させることを目標としております。また、全国的な施設の老朽化の進展に伴いまして、国からの補助金が未普及対策から老朽化対策へシフトすることも懸念され、早急な未普及対策が求められております。また、地震対策につきましては、地震時における緊急輸送路の確保のため、避難所から流末の管路についてマンホール浮上抑制対策等を行うもので、総合地震対策計画に基づき、平成 28 年から令和 7 年度までの 10 年間で完了させることとされています。最後に老朽化対策につきましては、本市のポンプ場や管渠などの施設は既に完成から 50 年以上が経過した施設もあり、一度故障などの問題が生じると、市民生活に大きな被害が生じるため、ストックマネジメント計画に基づき、計画的に進

めることとしております。以上のことから、全て早急に対応しなければならない事業となっており、工事の先延ばしによる工事費の削減は難しい状況でございます。しかしながら、ご指摘の200億円は経営戦略の数字なのですが、今回の下水道使用料の見直しにあたり、経営戦略における事業量の計画を、直近の実績に基づき再度検討しました。その結果、資料2-1の令和7年度の事業量は、経営戦略策定時では200億円でしたが、今回は176億円となり、可能な限り平準化を図っております。

次に、「8. 使用料改定の必要性 普及率100パーセントを目指すのなら市民全員が受益者と考え、市税で事業費を賄ってはだめなのか。」というご質問と、「9. 下水道使用料を値上げした場合、その分市民税を下げることはできないのか。」というご質問ですが、こちらにつきましては、下水道事業は公営企業となっておりまして、地方公営企業法第17条の2(経費の負担の原則)におきまして、「地方公営企業の特別会計においては～中略～当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない」と定められていますので、汚水処理に係る費用を市税で賄うことはできません。

次に「使用料を改定するなら、市民へのメリットをわかりやすく伝えてもらいたい。」というご意見ですが、こちらにつきましては、今までご説明してきたことを、市民の皆様にも知っていただくために、周知に努めていきたいと考えています。

最後に「11. 一般会計負担金の内訳 収益的収入、資本的収入の「児童手当」とは何か。」というご質問ですが、こちらは下水道事業に携わっている職員の児童手当でご

ざいまして、社会保障的経費であり下水道使用料で賄うのは適切でないことから、一般会計で負担しております。

事前にいただいた質疑の回答につきましては、以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

【 次第 4 】

森田会長       ご説明ありがとうございました。資料が3つありまして、1つ目の資料は前回の審議会のおさらい、2つ目の資料は前回の審議会で皆さんからいただいた質問のより詳細な回答、最後の3つ目の資料は事前に皆さんから書面でいただいた質問に対する回答となっていました。ご自身の質問の回答でもう少し教えてほしい点、まだよくわからない点、全体的にお気づきの点がございましたら伺いたいと思います。いかがでしょうか。

幸前委員       質疑一覧の2枚目にある8、9、10は私がしたものです。実はうちはまだ下水道が通っていないくて水道料金のみ支払っているのですが、20歳以上の子ども2人と夫婦の4人家族で使用水量は70 m<sup>3</sup>を超えています。2ヶ月に1回1万円くらい水道料金を払っているのですが、そこに下水道料金が倍くらいになると、うわって思ってしまう。どんどん下水道が普及しているのですが、あまりにも下水道料金が高いと、管が通っても下水道を使わない人が増えてくるのではないかと思いました。資料1の6ページ水洗化人口の増加のところで、水洗化率が令和元年度の実績として92パーセントで、その後93パーセントが続いていくのですが、本当にこのように上がっていくのかと心配です。

資料2-1の事業費なのですが、先程の説明で気づいたのですが、例えば令和8年度以降、地震対策費がずっと同じ金額で、しかも7年度よりもかなり多くなっていますが、

なぜこの金額になるのかわかりません。想定している金額だと思うのですが、市民から見るとすごく多く見積もっていて、「お金が足りない、足りない」と言っているようなイメージを受けてしまいます。そういう意味では2段階で上げていくという方法、つまり、もう一回3年後に見直すということは、すごくいいと思います。しかし、一般市民からすると、どうして一般会計からお金を使えないのか納得がいかないし、よくわかっていない。一般会計にお金の余裕が出てくるのであれば他の事業に使えるということですが、例えば高齢者の方からは、児童にお金を使ってもあまり身近に感じないが、下水道は誰もが毎日使うもので身近に感じるから、こちらを安くしてほしいと言われても仕方がないかと思いました。

森田会長

ありがとうございました。幸前委員のご指摘に対してどうでしょうか。

松井課長

ご指摘によると下水道事業の費用を市税でもう少し賄えないかということですが、下水道料金は、電気・ガス・水道もそうですが、使った人が使った分だけ払うという原則で使用料をいただいて事業を行うことが、地方公営企業法の趣旨でございます。

おっしゃるように、一般会計に余裕がありましたら一般会計から補助してはいけないというものではないのですが、本市を含め多くの自治体が、社会保障関係などで費用が嵩んできており、一般会計に余裕がない状況です。そのため国からも、公営企業は一般会計に頼らず、下水道使用料などの事業収入のみで経営を行う、独立採算制を早急に確立することを求められていることから、今回の下水道使用料見直しの検討の至ったものです。

高久部長

補足させていただきますが、公共事業の場合に、例えば道路や公園、川を整備するとかがあるのですが、このような施設を皆様から集めた税金で整備すれば、皆様が使おうと思えば一様に使うことができ、一律に恩恵を受けることができますので、皆様から集めた税金で整備しても、どなたからも苦情や異論、不公平感はないと思います。しかし、下水道の場合はどうしても地域限定で整備しておりますので、整備されないエリアにお住いの方は使えず、整備された方はいくらでもそれを使うことができます。その下水道に一律に税金を使用するということになると、使っている方はいいのですが、使えない方にとっては不公平を感じるようになりますので、ご説明したように基本的には、下水道使用料としては利益を受けられる方に負担していただくという考え方で行っております。仮に、全員に下水道が行き渡れば、税金を使っても不公平感はないのではないかと考えております。

森田会長

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

二澤委員

質疑一覧の3、8、9に関係するのですが、国全体の財政で国債が非常に多くなっていて、国民1人あたり1千万円を国から借りていると言われております。下水道とは直接関係ないのですが、もし、おわかりになったら、市川市の場合、長期の借入金はどのくらいあるのかお聞きしたいと思います。

森田会長

それは下水道に限ったものではなく、市川市全体についてですか。

二澤委員

市の財政です。

森田会長

市川市全体となると難しいとも思いますが、いかがですか。

松井課長 現在正確な数字は手元がないので、後日皆様にお知らせさせていただきます。

二澤委員 国全体のような借入はないですか。

松井課長 市川市の場合は国ほどではありません。

二澤委員 ありがとうございます。

森田会長 他にはいかがでしょうか。

井上委員 生活保護世帯など生活に困っている方たちに下水道使用料について補助はあるのですか。

松井課長 現状、生活保護を受けている方に関しましては、下水道使用料は免除しております。

森田会長 他にはいかがでしょうか。

二澤委員 第1回の補足説明の資料なのですが、前回質問しました人口について説明をつけていただきありがとうございます。その関連の質問なのですが、社会保障・人口問題研究所についてよくわかりました。人口というのは市にとって非常に大きな要素だと思うのですが、市川市の場合、市の人口を主体的に捉えている部署はどこですか。

松井課長 市の人口を集計し把握していますのは、総務課の統計担当になります。

二澤委員 現状の把握や将来の見通しについてはいかがですか。

松井課長 将来の見通し等につきましては企画課になります。

二澤委員 ありがとうございます。

森田会長 他はよろしいでしょうか。

下水道使用料改定につきましては、前回から議論をしてきました。市川市は他市に比べ普及が遅れていますので、今後10年以内に整備していくため、多額の整備費がかかること、加えて、地震対策、浸水対策、老朽化対策についても費用が必要であることを事務局から前回の補足資料

で説明をしていただき、皆さんも下水道使用料の改定について、合意いただけたと思っています。

コロナ禍の影響や社会情勢の変化により、改定時期がずれ、その結果、その時の整備状況などによっては改定率が変わる可能性があります。使用料の算定期間、改定時期、改定率につきましては、3年ごとの見直しとし、令和4年4月1日に5.6パーセント改定することを審議会の合意事項として市長に答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

審議会委員 了承。

森田会長 ありがとうございます。それでは、答申案につきましては私と副会長と事務局で原案を作りたいと思います。

杉浦委員 今も、会長からお話しがありましたが、あくまでも改定時期につきましては、このコロナ禍ですから慎重に判断し、その時期をみきわめていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

森田会長 ありがとうございます。では、審議会を先に進めたいと思いますが、今日の次第5のその他連絡事項について事務局からお願いします。

#### 【 次第5 】

鈴木主幹 本日は皆様おつかれさまでした。連絡事項といたしまして2点ございます。1点目ですが今回の審議会の内容は「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」の第14条に基づき会議録として作成し、15条に基づき公開いたします。公開前に皆様からいただいた連絡先へ会議録を送信しますのでお忘れないようにご確認ください。メールでなく、郵送ご希望の方がいらっしゃいましたらこちらから発送させていただきます。



2点目ですが、第3回の審議会につきましては、12月20日過ぎ頃を予定しております。詳細が決まりましたらご連絡いたしますのでよろしくお願いいたします。

また、本日お車でお越しの方で駐車券を受付に預けられた方はお帰りの際に、受付にお立ち寄りください。連絡事項は以上でございます。

森田会長

ありがとうございました。それでは、全体を通してご意見がありましたら伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

特にご意見がないようですので、第2回市川市下水道事業審議会を閉会したいと思います。皆さん、ありがとうございました。